

法定利用者負担額

提供するサービスについて、厚生労働者の告示の単価（別表）による利用料が発生します。通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さい方が、1月当たりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住いの市町村窓口までお問い合わせください。

◆ 移動支援サービス

サービス料 （一人につき）

利用時間	30 分以下	30 分以 1 時間以下	以降 30 分
個別移動 支援初期加算 1,000 円	900 円	1,800 円	900 円
2 人グループ 初期加算 1,000 円 (500 円)	1,100 円(550 円)	2,200 円(1,100 円)	1,100 円 (550 円)
3 人グループ 初期加算 1,000 円 (340 円)	1,350 円(450 円)	2,700 円 (900 円)	1,350 円 (450 円)
4 人グループ 初期加算 1,000 円 (250 円)	1,450 円(362.5 円)	2,900 円 (725 円)	1,450 円 (362.5 円)

※日中時間（午前 8 時～午後 6 時）以降の加算の算定

- ① 午前 6 時から 8 時まで 25%に相当する額
- ② 午後 6 時から午後 10 時まで 25%に相当する額